

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常照明用電源（携帯用蓄電池）の点検において、蓄電池比重の測定値に管理値外れが認められたため、当該携帯用蓄電池を交換	G III	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）の手動起動定例試験において、同ディーゼル発電機用電源盤に空気圧縮機（B）の過負荷状態表示用ランプが点灯したため、原因調査後、対応検討	G II	3月9日再審議にて グレード変更 G III→G II
3	1号機	1～4号機用水素・酸素供給設備廻りの消火系配管保温材部より水のリーク（指3本程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
4	4号機	地震発生と同時に、原子炉再循環系ポンプ（A）駆動用電動機の振動値が警報設定値に達したにも関わらず、「再循環ポンプ／モータ（A）振動大」の警報が発生しなかったため、原因調査後、対応検討	G III	
5	5号機	復水系高圧復水ポンプ（A・B）の計装ラック内潤滑油圧カススイッチ廻りの配管継手部に油のにじみが認められたため、当該継手を交換	G III	
6	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水系の冷却器海水戻り配管ベント弁の出口側配管フランジ部に亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
7	5号機	第1給水加熱器（B）及び第2給水加熱器（C）のレベルスイッチ（2台）の点検において、テスト弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
8	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水系の空気冷却器入口配管のドレン弁と同系清水冷却器出口配管のドレン弁下流の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
9	5号機	取水設備バー回転式スクリーン装置（5A）入口圧力指示計に指示値不良（指針固着）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	G III	
10	5号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A系）の海水ストレーナフランジ部より海水のリーク（腕1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
11	5号機	水素・酸素供給設備水素しゃ断弁操作室窒素ガス圧力調整弁の弁蓋フランジ締付けボルト付近より窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
12	5号機	消火系圧力調整用消火ポンプにグラウンド部の過熱（焼付きの可能性）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	G III	
13	その他	使用済燃料共用プール建屋換気空調系燃料取扱制御室空調機（3台）の簡易点検における試運転の際、起動不可が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	